

兵高教組

確定速報No. 4

2016年11月21日 調査情報17号

兵庫県高等学校教職員組合調査部

TEL : 078-341-6745
 FAX : 078-351-3185
 URL : <http://www.hyogo-kokyoso.com>
 mail : honbu@hyogo-kokyoso.com

11/15(火) 第3回確定交渉 約4000筆の署名を提出



地域手当0.2%値切り、現給保障来年度末に廃止

高教組・従組・兵庫教組合同交渉団は、11月15日に県教委と第3回賃金確定交渉を行いました。冒頭、小野委員長から小橋教育次長へ10大要求署名第一次分3988筆を手渡しました。次長は「重く受け止める」と応えた後、給料表や勤勉手当については人事委員会勧告通りに引き上げるものの、再任用職員の勤勉手当に成績率を導入することや扶養手当の見直しを提案しました。さらに行革については「現在、行財政全般に渡っての総点検を行っている。行革部分については、確定交渉から切り離して、再度協議したい」と提案してきました。

交渉団からは、提案の撤回を求め、怒りの発言が相次ぎました。

給料表0.2%引き上げ、地域手当0.5%引き上げ、勤勉手当0.1月引き上げ

小橋教育次長の回答

1. 給料表・勤勉手当は、人勧通り引き上げ

給料表…平均0.2%の引き上げ(2016.4.1実施)

※現給保障者が多いため実質は0.1%の改善

期末・勤勉手当…勤勉手当を0.1月分引き上げ

る。再任用者は0.05月。

(2016年6月期から適用)

再任用者への成績率導入

勤勉手当に成績率を入れ、優秀→0.42月、良好(標準)→0.385月。(2017年6月期から適用)

勤勉手当の期間率は現行通りとし、来年度に改めて協議したい。

地域手当…0.5%の引き上げ

1級地9.25% 2級地6.25% 3級地4.25%

(2016年4.1実施)

公民較差は0.83%で、そのうち約0.1%を給料表に配分。残り約0.7%のうち、地域手当へは0.5%、これでは公民較差が0.2%残るが、それについては検討中と回答。

扶養手当…国人勸と同様に改定

配偶者への手当を13,000円→6,500円

子への手当を6,500円→10,000円

配偶者のいない場合の扶養親族のうち一人について11,000円→子10,000円、他6,500円段階的に実施し、2020年4月に完成

現給保障…2018年3月31日に廃止

(現在、受給者が51%もいるにもかかわらず)

2. 介護休暇について…国人勸に準じて改定

- ・育児休業等の対象を特別養子縁組に広げる。
- ・介護休暇を合計6月の範囲内で3回に分割可。
- ・介護休暇の対象の祖父母等同居要件撤廃。
- ・介護を行う職員が請求した場合、時間外勤務をさせてはならない。
- ・連続する3年以下、1日2時間以下の範囲内

で取得できる介護時間を新設。

3. 勤務時間の適正化について

- ・4年ぶりに勤務実態調査を実施した。
- ・現在結果を集計・分析しているところ。
- ・教育委員会として勤務時間の適正な把握が重要との認識は持っている。
- ・従事時間申告表により勤務時間の把握が適正にできるよう学校長を指導していきたい。

4. 県「行革」について

- ・現在、第3次行革プラン3年目の総点検中。
- ・その結果を待たずに結論を見出すことは困難。
- ・確定交渉から切り離して、改めて協議したい。

提案を撤回して、再回答せよ！

- 県「行革」カットの終了が交渉の原点。9年間苦しめられてきた。それを切り離すとはどういうことか。県は、これまで何を検討してきたのか。
- 現給保障は2005年に現給保障額に達するまで維持すると労使合意をしている。約束を守れ。
- 再任用者は、低い賃金で他の人と同じ仕事をしている。それを考えると全員が優秀。それなら

受け入れるが、成績率導入は到底認められない。

○配偶者の扶養手当の引き下げに納得できない。

職場に分断が生じる。誰もが納得できる施策を。

○賃金カットは兵庫県だけ。それを続けながら現給保障廃止を提案するとは何事だ。

○成績率導入は差別支給。教育になじまない。

○(賃金面では)給料表の改定と勤勉手当アップ以外に受け入れられる内容は一つもない。現給保障廃止も、単に国に従っているだけではないか。

当局としての責任ある姿を示せ！

最後に小野委員長は次のように述べました。

○昨年の交渉で、地域手当引き上げは今年度の公民較差に基づいて適切に対応すると回答されたが、出てきたのは、地域手当引き上げに公民較差の残り0.7%すべてではなく、0.5%しか配分していないという内容。公民較差の配分すらできないということは、県「行革」で削減されている地域手当1.5%の還元などあり得ないということだ。にもかかわらず、県「行革」の部分

を切り離して協議など到底認められない。

○行革カットについて、人事委員会は「労使間で十分協議して合意され、議会の議決を経て条例に基づいて実施されてきた」と述べている。しかし、行革プランの総点検の結果を待たなければ労使合意の結論を出せないという次長の回答は、行革プランを労使合意に優先させるということだ。これはおかしい。給与部分については労使合意を優先させることが当局の責任ある姿だ。

第三波県庁前決起集会

11月24日(木) 16:00~17:00

県庁2号館前広場

多数の参加で県庁を包囲しましょう！



「10大要求署名」を追加提出します。署名用紙はHPにあります。最後まで全教職員署名を集めきりましょう。